主 文 原審判を取り消し、本件を新潟家庭裁判所佐渡支部に差し戻す。 理 由

本件抗告の要旨は、抗告状の記載事実を一件記録に照して理解すれば、Aが昭和四四年四月一二日死亡したところ、同人には法定の相続人なく、その全遺産がBに包括遺贈されていたので、抗告人は右遺贈による不動産所有権移転登記申請のため右受遺者とともに新潟地方法務局両津出張所に赴いて問い合せたところ、受遺者と遺言執行者の共同申請によらなければ右登記申請を受理できない旨の回答であつたので、抗告人は利害関係人として、原審に遺言執行者の選任を申し立てたところ、原審はその選任の余地がないかまたはあつてもその必要性がないとして右申立を却下する旨の審判をしたが、抗告人はこれに不服であるから本抗告に及んだとの趣旨であると解される。

ところで、本件においては、遺贈者にはもともと法定相続人がなく、全遺産が包括遺贈されたというのであるから、このような場合には、遺贈の効力が発生するとともに全遺産は受遺者に移転するから、その限りでは遺言の執行という観念を容れる余地がないけれども、遺贈による不動産の取得登記という点についてみれば、登記義務者となるべき相続人がいないのであるから遺言執行者を選任して右登記手続を完遂する必要性があるものといわなけばならない。してみれば、本件の場合に遺言執行者を選任する余地がないか、あつてもその必要性が全く認められないとして抗告人の本件申立を却下した原審判は不当であつて取消を免れず、本件を原審に差し戻すのが相当であるから、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 青木義人 裁判官 高津環 裁判官 浜秀和)